

下松市米泉湖公園に自動販売機を設置する事業者公募参加説明書  
(売上手数料率競争型)

1 公募概要

(1) 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機（アルコール分を含まない飲料水）

(2) 設置場所及び設置台数

別紙設置内容一覧表のとおり

(3) 設置期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、下松市（以下「市」という。）が公園の管理のために必要が生じた場合は原状回復させることがある。

2 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

別紙設置内容一覧表に示した寸法内で、自動販売機付近に販売する飲料等の使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

ア 装飾は公序良俗に反しないものであること。

イ 可能な限りユニバーサルデザインであること。

ウ 転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会）を遵守した措置を講ずること。

(3) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。また市が公園管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3 売上手数料率

売上手数料率は、15.0%以上とする。

4 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

5 自動販売機設置に伴う必要経費

(1) 売上手数料

ア 売上手数料は、自動販売機に係る各月ごとの売上実績額（税込み）に売上手数料率を乗じた額とする。

イ 売上手数料は、市が指定する期日までに市が発行する納入通知書により、全額納入すること。

ウ 設置事業者は、各月ごとの売上数及び売上実績額（税込み）を、指定した期日までに書面により市に報告すること。

(2) その他の必要経費

ア 自動販売機設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、市が指定する期日までに市の発行する納入通知書により、全額納入すること。

なお、電気使用料の額は、設置業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量にて計算した額とする。

6 設置条件

設置期間前及び設置期間中は、常時、次のことを遵守すること。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品の搬入又は、廃棄物の搬出に関する時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- (3) 販売品は、缶、瓶、紙パック又はペットボトルの密閉式容器入りの清涼飲料水、乳製品等とし、多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。

7 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (4) この公募の公告の日から入札までの間において下松市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく参加停止を受けてないこと。
- (5) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団に関連すると認めらるるに足りる相当の理由のある者でないこと。

- (6) 山口県税及び下松市税を完納していること。
- (7) 公共施設における自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理を自己の責任で行う者であること。

## 8 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて実施する。

この公募に応募する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して市から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

### (1) 必要書類

		法人	個人
①	応募申込書（様式第1号）	○	○
②	売上手数料率見積書（様式第2号）	○	○
③	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）の写し ※個人の場合は、身分証明書 いずれも発行日から3か月以内のもの	○	○
④	納税証明書（※1）	○	○
⑤	営業実績調書（様式第3号）	○	○
⑥	暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）	○	○

※1 ④納税証明書は、下記のことを提出すること。

- ・山口県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書
- ・市税（全税目）完納証明書（下松市内に本社、営業所等がある場合及び代表者が下松市に在住の場合）

### (2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和4年2月1日（火）から令和4年2月22日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

※ この期間に適正な必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも公募に参加することはできない。

イ 提出場所 下松市建設部都市整備課公園緑化係

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1857

ウ 提出方法 持参又は郵送等（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 必要書類の審査

ア 審査結果の通知

提出された必要書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

なお、当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和4年2月24日（木）までに通知する。

イ 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和4年2月25日（金）までに、下記(4)ウの宛先に、メールにより説明を求める書面を提出することができる。

(4) 本書に対する質問の受付

本書について疑義がある場合は、市に対して説明を求めることができる。

ア 受付期間 令和4年2月16日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 方 法 「公募参加説明書等に対する質問書（様式第5号）」をメールにより提出すること。

ウ 宛 先 下松市建設部都市整備課公園緑化係

Email [toshiseibi@city.kudamatsu.lg.jp](mailto:toshiseibi@city.kudamatsu.lg.jp)

エ 回答方法 回答は、令和4年2月18日（金）までに、随時下松市のホームページに掲載します。

回答は、この公募参加説明書と同等の効力を有する。

オ 備 考 選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 選考

(1) 選考日

令和4年3月1日（火）

(2) 設置予定事業者の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定に準じ、市が予定する売上手数料率以上の率で、かつ最高の売上手数料率をもって見積りをした者を設置予定事業者とする。

なお、応募者が1名の場合でも選考を行う。

(3) 市が予定する売上手数料率以上の率での見積りがない場合は、条件等を

見直しの上、1年以内をめどに再度の公募を行う。

(4) くじ引きによる決定方法

同率の見積りをした者が2者以上あるときは、当該応募者立会いのもと、くじにより設置予定事業者を決定することとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(5) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 通知及び公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名及び売上手数料率を通知する。また、契約締結後、市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

## 10 選考の無効

次の売上手数料率の見積りは、無効とする。

- (1) 公募に参加できる資格のない者の提出した見積り
- (2) 公告及び公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積り
- (3) 談合その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積り
- (4) F A X又は電子メールによる見積り
- (5) 記名のない見積り
- (6) 見積書記載の率、氏名その他必要な事項を確認できない見積り
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積りをしたもの

## 11 設置予定事業者の手続

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除

## 12 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充又は売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第6号）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを市に提出すること。

- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及

びりサイクルをすること。

- (3) 使用済み容器回収の際は、自動販売機及び回収ボックス周辺を清潔に保つよう努めること。
- (4) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。  
また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付け面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ、苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。  
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### 1.3 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又は公園管理のため必要が生じた場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

### 1.4 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (2) 市に対して必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- (3) 契約に違反した場合